

事業概要

令和元年度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	4
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	4
5 施設の概要	4
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	6
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	7
(1)事業予算	
(2)手数料	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	8
(1)動物愛護の普及	
①いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
②サマースクール	
③いのちの教育プログラム	
④いのちの教育に係る意見交換会	
⑤施設見学等	
1)バックヤードツアー	
2)その他の見学等	

⑥施設貸出し	
⑦かわさき犬・猫愛護ボランティア	
⑧動物慰霊祭	
⑨動物愛護フェアかわさき 2019	
(2) 動物の適正飼養推進	
①犬猫等の適正飼養講座	
②動物に関する苦情	
③動物に関する相談・問い合わせ	
④返還時の飼い主指導	
⑤川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	13
(1) 犬の捕獲・収容・返還	
(2) 犬猫等の引取り	
(3) 負傷動物の保護	
(4) 収容動物の飼養管理	
(5) 犬猫等の殺処分	
(6) 犬猫等の譲渡	
(7) 犬の登録と狂犬病予防注射	
(8) マイクロチップの推進	
(9) 繁殖制限	
(10) 動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業	
(11) 咬傷事故への対応	
3 特定動物に係わる事業	21
4 鳥獣保護管理法関係事業	22
(1) 鳥獣捕獲許可等事務	
(2) 有害動物捕獲支援	
(3) アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	22
(1) 収容動物の検査等	
(2) 高病原性鳥インフルエンザ	
資料	
わんわんレポート	23
政策情報かわさき第 38 号抜粋	29
案内図	31

第1章 総説

1 沿革

川崎市動物愛護センター(以下年表、会議名等を除き「センター」という。)は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなくなってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年 8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管
平成23年 3月	「動物愛護センター庁内あり方検討委員会報告書」のとりまとめ
平成25年 3月	「動物愛護センター懇談会報告書」とりまとめ
平成25年 9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年 3月	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」を策定

平成26年 5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正
平成26年10月	「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年 2月	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年 5月	移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年10月	愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年12月	「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年 2月	「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」移転開所
令和元年 6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和25年8月26日 法律第247号)
 狂犬病予防法施行令(昭和28年8月31日 政令第236号)
 狂犬病予防法施行規則(昭和25年9月22日 省令第52号)
 川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和25年11月1日 規則第33号)
 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日 法律第105号)
 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年4月7日 政令第107号)
 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年1月20日 省令第1号)
 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)
 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成12年3月31日 規則第45号)
 川崎市動物愛護センター条例(昭和49年3月30日 条例第13号)
 川崎市動物愛護センター条例施行規則(昭和49年4月1日 規則第40号)
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日 法律第88号)

(2)関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年6月18日 法律第83号)
 遺失物法(平成18年6月15日 法律第73号)
 家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日 法律166号)
 獣医師法(昭和24年6月1日 法律第186号)
 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日 法律第78号)

(3)告示・要綱等

ア 環境省関係

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
 展示動物の飼養及び保管に関する基準
 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について

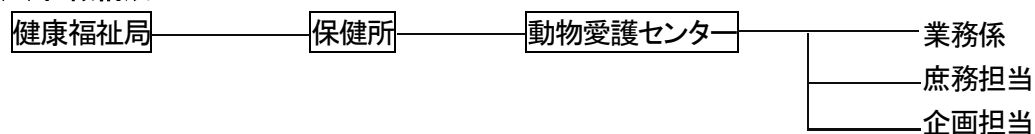
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物の殺処分方法に関する指針
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物愛護管理に関する業務取扱要領
かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱
川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領
成犬飼養管理支援ボランティア実施要領
成猫飼養管理支援ボランティア実施要領
子猫飼養管理支援ボランティア実施要領
譲渡会運営支援ボランティア実施要領
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア実施要領
啓発物作成ボランティア実施要領
植栽等清掃支援ボランティア実施要領
川崎市動物の譲渡実施要綱
動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱
動物の引取り実施要領
動物の引渡し等に関する実費徴収要綱
動物の返還等に関する実費徴収要綱
川崎市猫の適正飼養ガイドライン
川崎市地域猫活動支援要綱
川崎市地域猫の不妊手術実施要領
川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱
川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱
川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱
狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領
川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項
災害時の動物救援活動に関する協定書
動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書
有害動物捕獲支援要綱
川崎市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市鳥獣の飼養登録更新等許可事務取扱要領
川崎市傷病鳥獣保護のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市学術研究のための捕獲許可事務取扱要領

3 組織構成及び人員

(1)組織構成



(2)職員の配置状況（平成31年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	非常勤 嘱託員
総数	20	2	12	2	4
所長	1		1		
業務係	13	0	8	1	4
庶務担当	3	2	0	1	0
企画担当	3	0	3	0	0

(3)業務委託契約

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託
- エ 動物愛護センター施設維持管理業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

- (1)所在地 川崎市中原区上平間1700番地8
- (2)敷地面積 2,500.01㎡
- (3)建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
- (4)建築面積 895.93㎡
- (5)建築延べ面積 2,308.00㎡

(6)主な施設

ア 事務管理エリア

事務室 92.82m²

イ 動物エリア

(ア) 1階

検疫室 8.93m²

シャンプー室 9.08m²

野良猫手術室 21.68m²

感染症対策室(猫) 18.24m²

感染症対策室(犬) 30.13m²

鑑定室 19.65m²

検診室 30.45m²

NITTOKU 適正飼育啓発室 74.18m²

(イ) 2階

収容室(犬)1～20 144.52m²

譲渡適性判断室 35.53m²

飼料調整室(犬) 8.60m²

負傷動物収容室 19.11m²

手術室 25.14m²

診察コーナー 10.55m²

レントゲン室 6.91m²

検査室 17.63m²

行動観察室(犬) 11.58m²

学習コーナー 68.18m²

トリミング室 9.35m²

(ウ) 3階

飼料庫 22.76m²

飼料調整室(猫、その他動物) 8.60m²

子猫室1～5 70.61m²

負傷猫収容室 13.87m²

動物舎(鳥類等) 14.71m²

動物舎(その他哺乳類) 12.87m²

譲渡猫室 44.08m²

行動観察室(猫) 11.59m²

ぺぴいにゃん meets ルーム 21.88m²

市民協働室1・2 41.38m²

ヒルズ研修室 132.53m²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4 69.00m²

事務所用倉庫 16.54m²

トイレ(各階男女及び1階多目的) 76.16m²

授乳室 3.55m²



6 建物配置図及び平面図

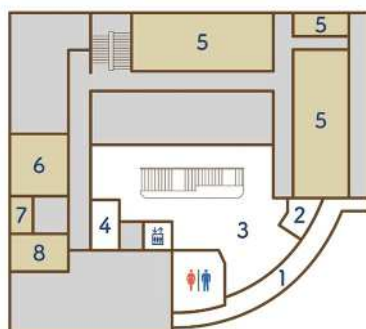
(1)建物配置図



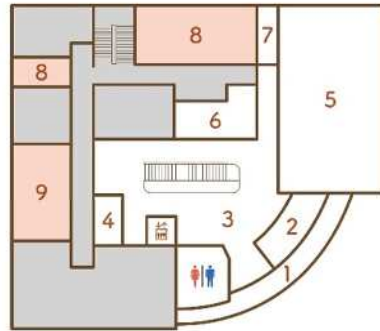
(2)建物平面図



- 1F**
- 1. NITTOKU
適正飼育啓発室
 - 2. 事務室
 - 3. 野良猫手術室
 - 4. 検診室
 - 5. 鑑定室



- 2F**
- 1. パルコニー
 - 2. トリミング室
 - 3. 学習コーナー
 - 4. 行動観察室(犬)
 - 5. 犬舎
 - 6. 手術室
 - 7. レントゲン室
 - 8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペイイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5. ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

平成31年度予算(千円)

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	192	0	3,860	
		県支出金	寄付金	合計
		1,368	0	5,420
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	115,678	344	116,022	

平成30年度決算(千円)

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手数料 (飼養登録)	諸収入	
歳入	988	0	1,673	
		県支出金	寄付金	合計
		1,035	16,357	20,053
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	52,431	343	52,774	

(2)手数料

①狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

②管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

③その他

返還手数料	1頭につき	3,000円
飼養管理費	1日1頭につき	1,000円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)

小学校や保育園等を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室では、小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明します。児童は動物を飼うために必要なものを職員と一緒に考えることにより、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学びます。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればいいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

令和元年度は、小学校等15施設47クラスで実施し、延べ1,339名の参加がありました。

いのち・MIRAI教室(動物愛護教室)(平成22年度から令和元年度まで)

年度	平成22			23			24			25			26		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	12	838	6	6	309	3	3	228	4	4	143	9	30	913
小学校	27	84	2,517	28	86	2,584	30	86	2,594	24	84	2,548	0	0	0
老人福祉施設	1	1	38	2	3	65	2	2	58	1	1	15	0	0	0
自主育児グループ	11	11	219	7	7	256	9	9	280	2	2	54	0	0	0
総数	50	108	3,607	43	102	3,214	44	100	3,160	31	91	2,760	9	30	913

年度	27			28			29			30			令和元		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
小学校	6	22	626	8	23	340	11	37	1,111	9	26	775	9	37	1,107
中学校	0	0	0	1	4	144	0	0	0	1	1	31	1	1	30
自主育児グループ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	38	1	1	42
わくわくプラザ	0	0	0	1	1	78	0	0	0	0	0	0	1	1	79
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7	81
総数	6	22	626	10	28	562	11	37	1,111	11	28	844	15	47	1,339

② サマースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。主に施設内の見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最期まで飼う責任について考えます。

高学年向けプログラム「お仕事やってみよう！」

センターの業務を体験してもらうことで、施設の役割を理解してもらいます。センターでの犬の収容の流れを、ぬいぐるみを使って疑似体験し、名札やマイクロチップによる所有明示の大切さについて学びます。また、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成することで、動物にも個性があることを学びます。令和元年度は2回実施し、24名が参加しました。

低学年向けプログラム「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」

教材を使って人と動物のつながりや動物の気持ちを考えることで、人間と動物が同じように生きているということや動物を大切にすることを学びます。また、建物内を案内しながら説明を行うことで、センターの業務について知ってもらいます。令和元年度は2回実施し、25名が参加しました。

③ いのちの教育プログラム

子どもたちの動物を大事に思う心、友達を気遣う優しい気持ちなどの豊かな人間性や社会性を育むため、奈良県うだ・アニマルパークの協力のもと、平成25年度から実施しています。人間だけでなく全ての生き物の命の大切さについて考えることで、生命尊重、友愛と平和の情操に資することを目的としています。いのち・MIRAI 教室は、身近な飼育動物について勉強しますが、このプログラムは私たちが暮らしている社会の仕組みを知り、動物等を思いやることを学ぶ、新たないのちの教室です。「気づき」「共感」「責任」をキーワードとし、プログラムⅠからⅢまでの全3単位時間で構成されます。

	単元	学習内容	時限数
Ⅰ	私たちと動物との関わり	①私たちの周りの動物を知る ②命のつながりを考える	1
Ⅱ	動物たちと私たちのいのちは同じ	①生きている証拠を確かめる ②動物の気持ちを考える	1
Ⅲ	動物のために私たちができること	①動物へ果たす責任 ②私たちがとるべき行動	1

④ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かな心を涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。令和元年度は、令和元年11月7日及び令和2年3月18日(メール会議)に開催しました。

⑤ 施設見学等

センターでは、その役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しています。

1) バックヤードツアー

普段は職員しか立入ることのできない、子猫室などのバックヤードの様子を、予約により職員の案内のもとでご覧いただいています。日常の飼養管理などに対する説明付きの見学を通じて、センターについて、より深く理解していただけるよう努めています。

令和元年度は、59回、251名の参加がありました。

2)その他の見学等

市民の方はもとより、市外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、施設全体の見学を実施しています。報道機関等からの取材も含めて、令和元年度は、95回、716名の来所がありました。

⑥ 施設貸出し

市内における市民活動を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、センター内の市民協働室1、市民協働室2及びヒルズ研修室を「市民活動コーナー」として、市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体に登録していただいた上で、無料で貸し出しています。

令和元年度末現在、5団体が登録しており、令和元年度は、23件の利用がありました。

⑦ かわさき犬・猫愛護ボランティア

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(以下「市条例」という。)第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

令和元年度は、第11期として令和元年11月から148名が登録しており、「かわさき犬・猫愛護ボランティア会議」を2回開催しました。

令和元年度 かわさき犬・猫愛護ボランティア会議

	日 付	参加人数
第1回	令和元年 6月30日(日)	37名
第2回	令和元年12月25日(水)	58名

また、「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」第6条に規定されるセンターの業務支援や運営協力について、次の7種の業務に関して、要領(平成30年6月制定)に基づき、共通基礎研修を修了し、審査を通過したボランティアの皆様は、御支援、御協力いただいています。

飼養管理支援ボランティア	13名	
猫飼養管理支援ボランティア	12名	
子猫飼養管理支援ボランティア	7名	
譲渡会運営支援ボランティア	20名	
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	15名	
啓発物作成ボランティア	9名	
植栽等清掃支援ボランティア	2名	合計78名

⑧ 動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人川崎市獣医師会(以下「獣医師会」という。)、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。令和元年度は9月26日(木)に開催し、59名が参列しました。

⑨ 動物愛護フェアかわさき2019

毎年9月20日から26日までは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。本市では、9月22日（日）にセンターにおいて「動物愛護フェアかわさき2019」が開催され、譲渡会には、1,852名の来場がありました。

(2) 動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

① 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施しています。また、現在犬や猫を飼っている、または、これから飼いたいと思っている市民を対象に、習性や適正な飼い方を理解し、動物愛護の気風を高めることを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

令和元年度 犬猫等の適正飼養講座等実施状況

種類	回数	参加数	内容
譲渡講習会	譲渡前 譲渡時	21 96	41 204
適正飼養講座	1	54	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等 犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等 健康な犬猫と暮らすために～栄養を味方につけて犬猫と暮らそう～ （講師：ヘリックス株式会社代表取締役社長 獣医師、MBA 徳本 一義 先生）

② 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

苦情内容について、動物別にみると、犬で最も多いのが「鳴き声」、「散歩での糞の不始末」です。「鳴き声」の場合には、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例が度々あります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、各区衛生課と協力しながら、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

猫では、「子猫の保護や引取り」の相談が最も多く、次いで、近隣の猫の「餌やり」や外飼い猫による「糞尿の被害」などとなります。飼い主の判明しない子猫や負傷猫に関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものについては拾得者からの引取りや現地保護を行っています。

また、猫に餌やりを行っている人や猫の飼い主が判明している場合には、各区衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導や助言をしています。さらに、糞尿の被害等で困っている市民に対して、猫侵入防止対策等について助言を行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例は少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものであり、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて各区衛生課への支援、協力という形で対応します。

令和元年度のセンターへの苦情相談件数は733件(犬に関する苦情等が53件、猫に関する苦情等が454件、その他の苦情等が226件)でした。

動物の苦情相談件数(区、種類及び内容別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		733	246	82	128	78	84	70	45
犬	捕獲・不明※・保護要請	12	4	1	1	2	2	1	1
	所有者からの引取り	9	4	0	2	1	0	2	0
	飼養管理	9	3	1	2	0	1	1	1
	その他	23	10	4	2	1	3	3	0
猫	不明※・保護要請	243	88	34	41	35	17	15	13
	所有者からの引取り	45	24	6	6	2	3	1	3
	飼養管理	24	12	2	2	2	3	1	2
	その他	142	42	11	38	20	15	11	5
その他	保護要請	23	5	1	4	1	4	6	2
	所有者からの引取り	13	6	1	2	0	1	1	2
	飼養管理	3	2	0	1	0	0	0	0
	その他	179	41	21	25	14	34	28	16
その他		8	5	0	2	0	1	0	0

※所有者不明の引取り(拾得者等からの引取り)要請

③ 動物に関する相談・問合せ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受け付けています。特に、飼養管理方法に悩んでいた、問題行動に対応できていなかったり等の場合、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導、助言を実施し、終生飼養に向けて支援しています。

また、飼い主からの逸走動物の問合せに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿に記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらうように伝え、収容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物受付簿に記録して、警察署等への届け出を依頼するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い主の元に戻ることができるよう努めています。

令和元年度の相談件数は687件(動物の飼養希望87件、動物の飼い方相談7件、逸走動物届出245件、保護動物届出86件、その他262件)でした。

令和元年度相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	687	56	59	65	75	47	55	66	41	51	59	47	66
飼養希望	87	16	5	7	9	2	7	9	6	2	3	10	11
飼い方相談	7	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
逸走動物届出	245	11	21	22	21	17	13	27	21	24	21	23	24
保護動物届出	86	4	3	9	10	7	9	14	6	11	6	1	6
その他	262	23	28	27	35	21	26	16	8	14	29	13	22

④ 返還時の飼い主指導

収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)が未装着の状態で収容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。収容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

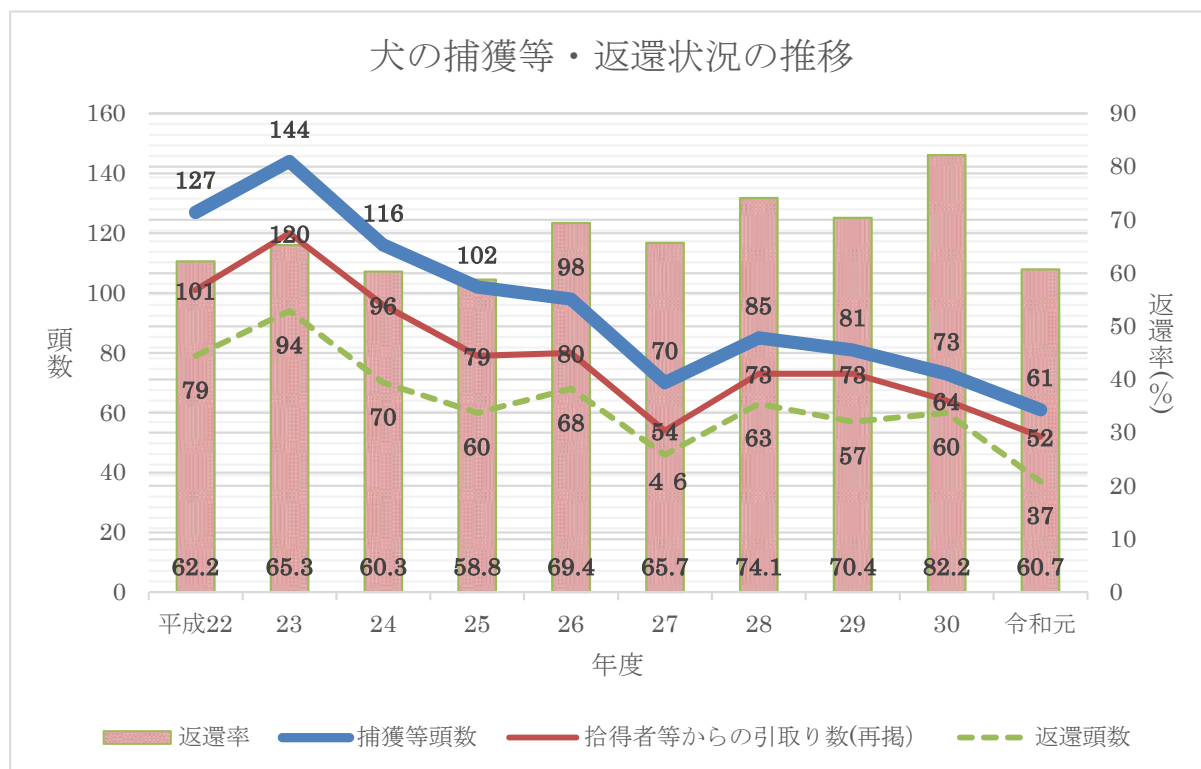
⑤ 川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。令和元年度は、令和元年7月8日及び令和2年3月11日(メール会議)に開催し、センター業務支援ボランティアや、動物愛護事業への寄附などについて、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



※捕獲等頭数は、捕獲、拾得者等からの引取り、及び負傷等による保護の合計

収容犬の返還日数

センターでは収容日当日から数えて5日目(土日祝日を除く。)を、飼い主に探してもらうための収容の期限としています。

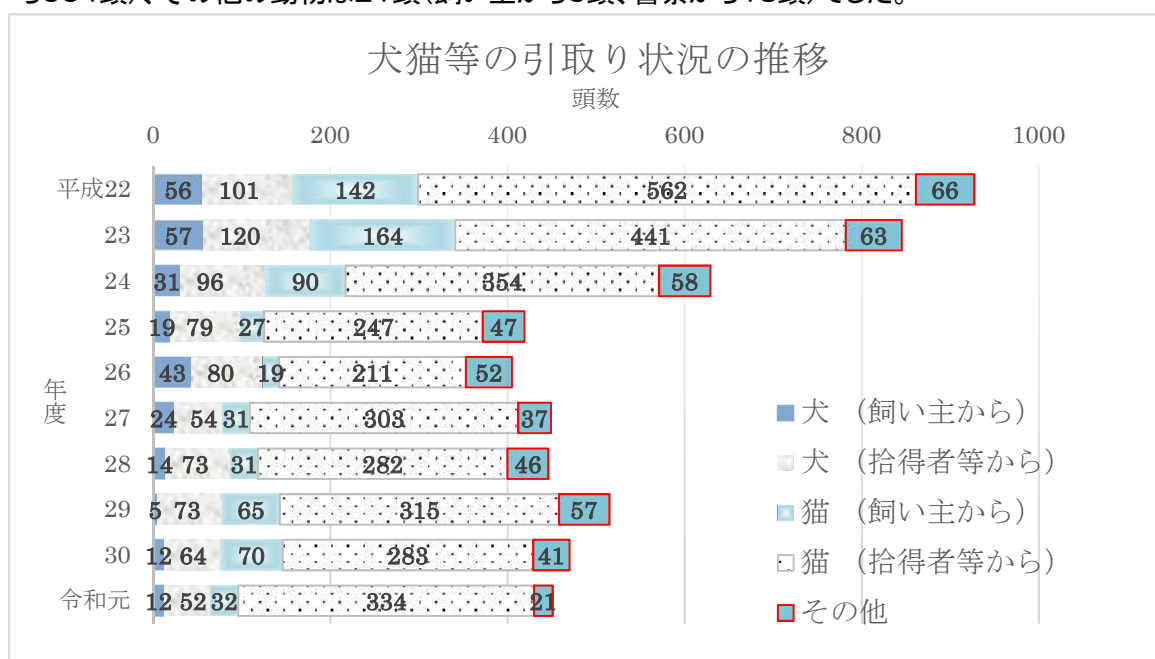
令和元年度 収容犬の返還日数

飼い主住所	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
捕獲等頭数	61	17	11	4	9	6	6	8	
返還頭数	37	9	6	2	5	5	4	4	2
返還日	収容当日	17	4	1	1	4	4	1	0
	2日目	13	2	3	1	1	0	3	1
	3日目	2	1	1	0	0	0	0	0
	4日目	1	1	0	0	0	0	0	0
	5日目以上	4	1	1	0	0	1	0	1

(2) 犬猫等の引取り

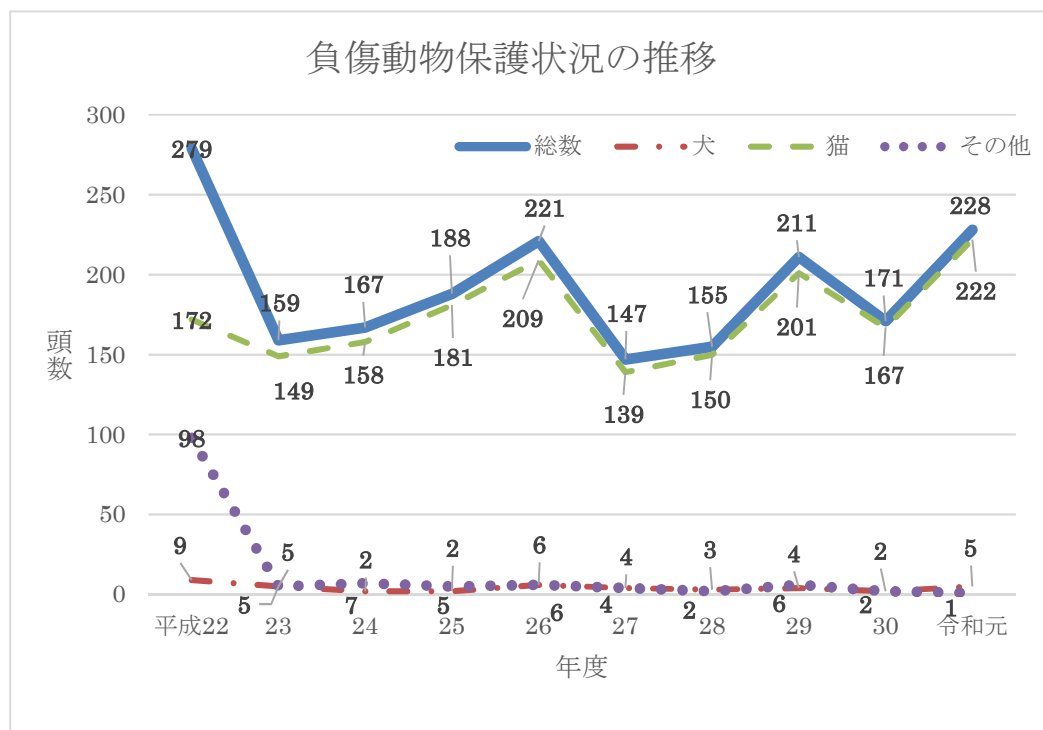
平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、飼い主から動物の引取りを求められた場合には、原則終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、飼い主の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引き取っています。

また、犬猫等を拾った市民から引取りを求められた場合には、故意又は悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しており、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が未だに多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。令和元年度の引取り動物は451頭で、犬64頭(飼い主から12頭、拾得者等から52頭)、猫366頭(飼い主から32頭、拾得者等から334頭)、その他の動物は21頭(飼い主から3頭、警察から18頭)でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

飼い主からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。

飼い主の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は、収容日当日から最低5日(土日祝日を含めない。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。

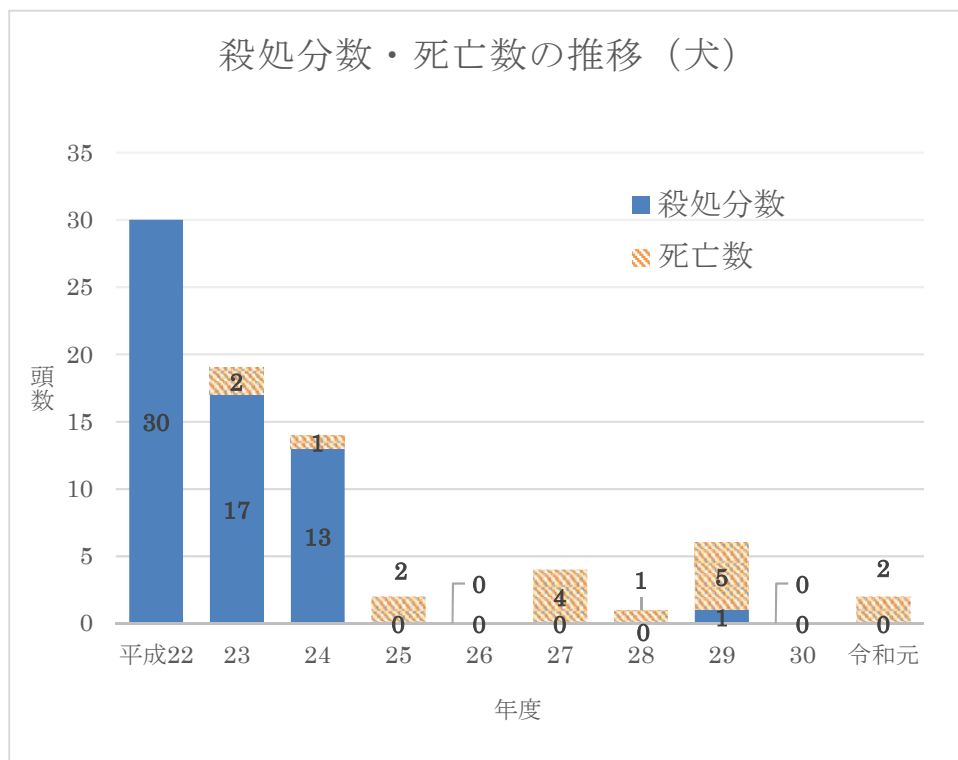
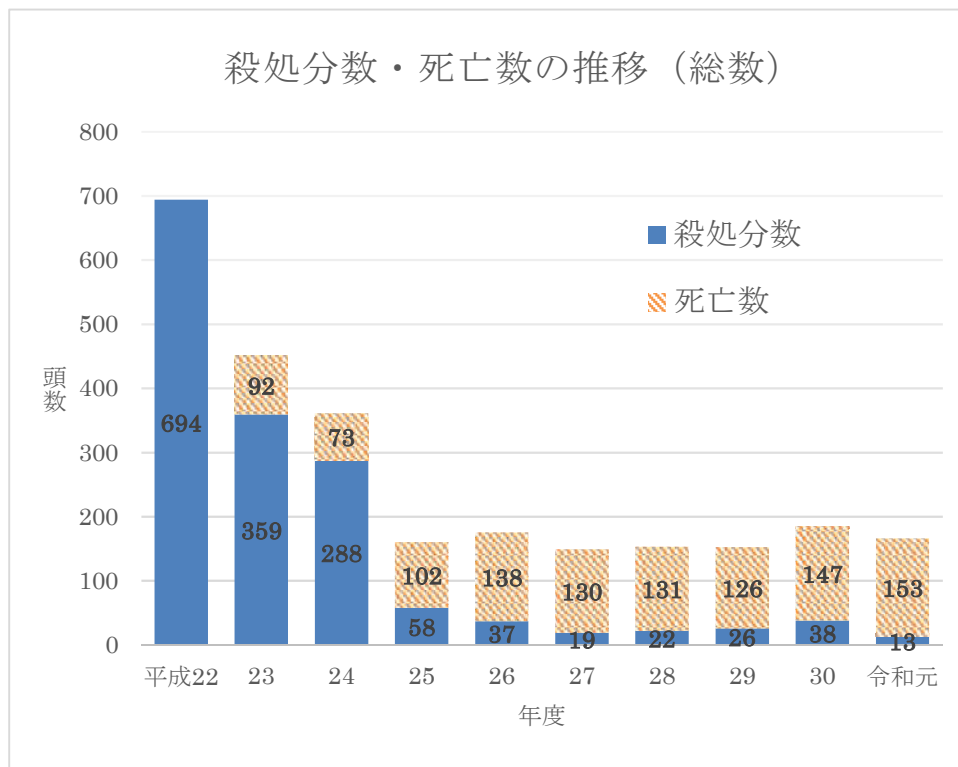
負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。

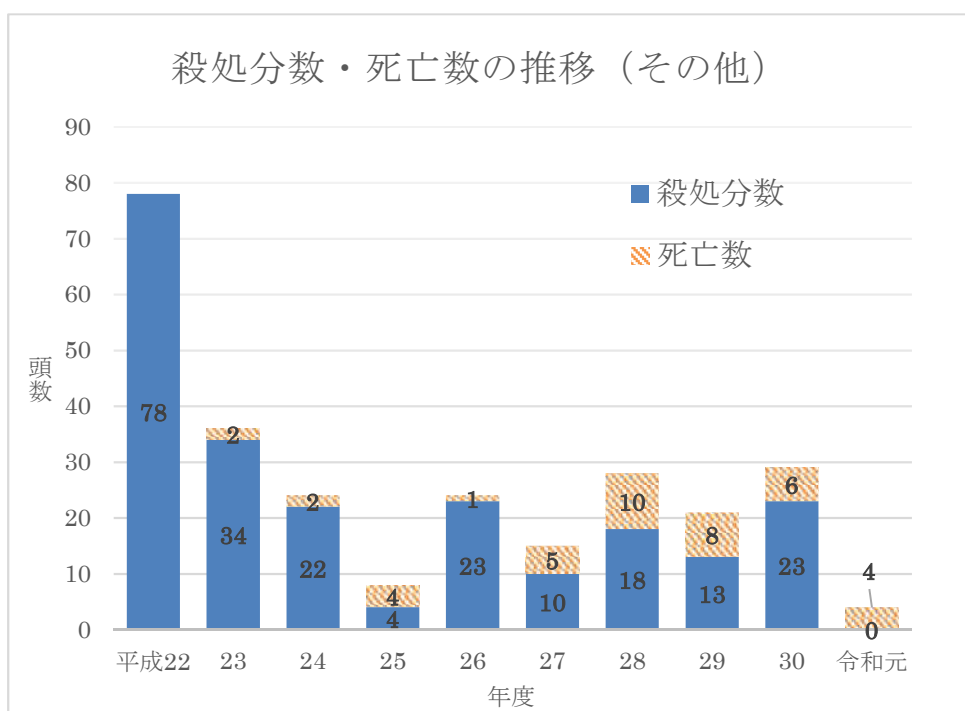
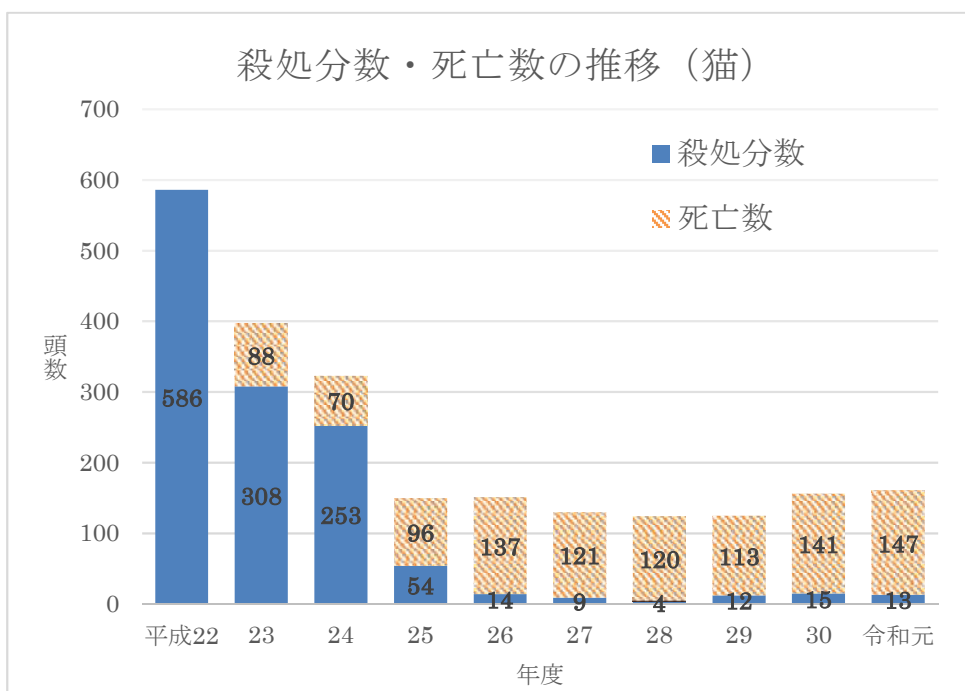
令和元年度の動物の収容状況

			総数	各区 衛生課	センター	
					窓口	個別
総数			689	184	130	375
所有者からの 引取り	計		47	18	15	14
	犬	計	12	2	7	3
		91日以上	12	2	7	3
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	32	13	8	11
		91日以上	29	10	8	11
		91日未満	3	3	0	0
	その他の動物		3	3	0	0
拾得者等 からの引取り(警察含 む)	計		409	104	108	197
	犬	計	53	5	0	48
		91日以上	53	5	0	48
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	338	99	106	133
		91日以上	3	0	1	2
		91日未満	335	99	105	131
	その他の動物		18	0	2	16
犬の捕獲	計		4	2	1	1
	91日以上		4	2	1	1
	91日未満		0	0	0	0
負傷動物 の保護	計		229	60	6	163
	犬	計	5	1	0	4
		91日以上	5	1	0	4
		91日未満	0	0	0	0
	猫	計	223	59	6	158
		91日以上	74	25	5	44
		91日未満	149	34	1	114
	その他の動物		1	0	0	1

(5) 犬猫等の殺処分

収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。





※なお、殺処分数・死亡数の推移について、平成22年度までは、死亡数単体の集計はしておらず、殺処分数に含めて集計していました。

(6)犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体等に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

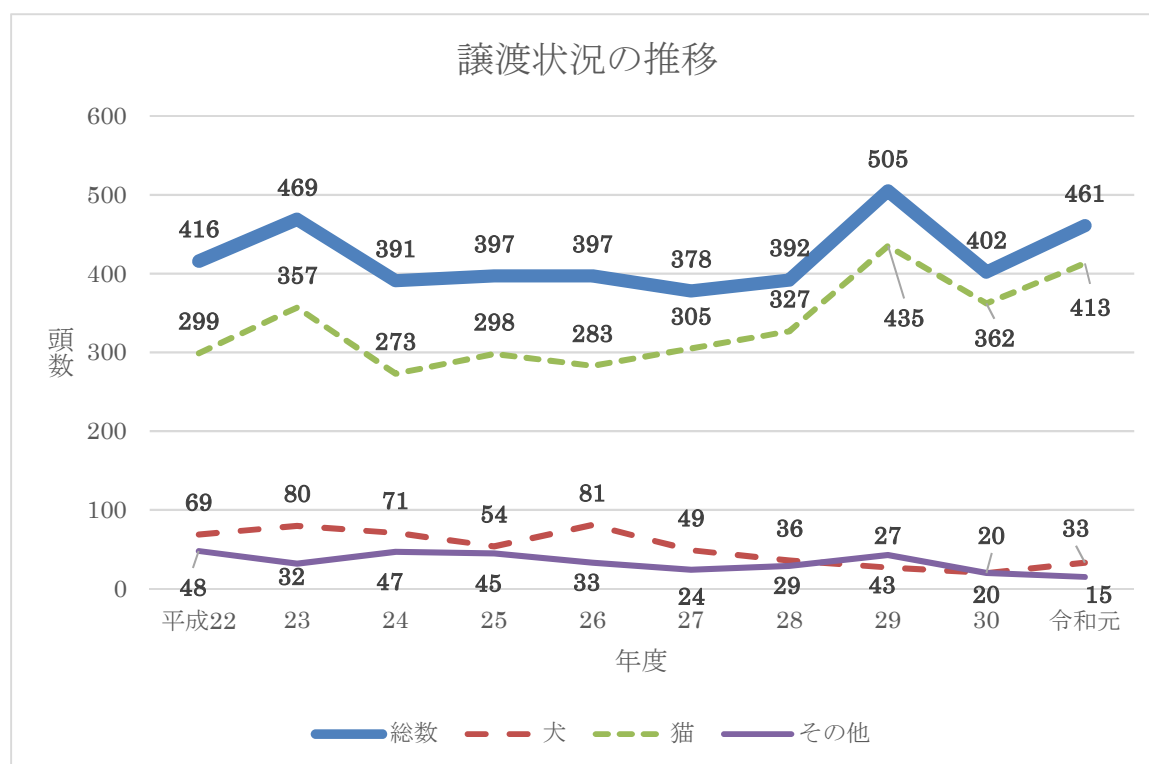
個人譲渡

譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

団体譲渡

団体等への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、令和元年度は33団体(個人活動者含む。)が登録されています。



令和元年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	461	224	22	38	36	33	30	24	14	27	237
犬	33	7	0	0	1	2	0	0	1	3	26
猫	413	213	20	37	35	31	30	23	13	24	200
その他	15	4	2	1	0	0	0	1	0	0	11

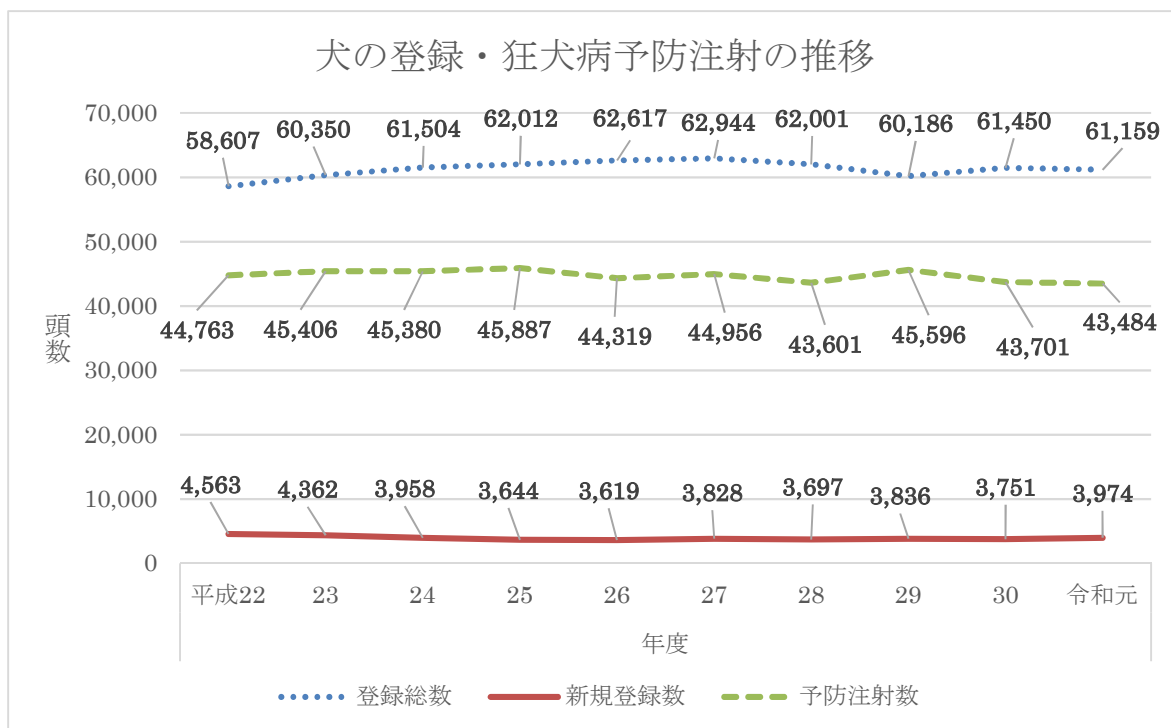
(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

令和元年度はセンターにおいて、登録4頭、予防注射13頭に対して、それぞれ実施しました。

令和元年度 センターにおける登録・予防注射実施状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	4	0	2	1	0	1	0	0
予防注射実施頭数	13	2	2	1	6	2	0	0



令和元年度 区別状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	61,159 3,974	10,378 666	6,236 459	7,490 523	9,048 524	10,973 789	7,747 442	9,287 571
予防注射頭数	43,484	6,425	4,739	5,919	5,477	8,431	5,461	7,032
世帯数	740,941	120,278	81,741	132,723	113,081	100,947	113,349	78,822

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

※世帯数は、令和2年3月1日現在

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主に説明した上で、マイクロチップ挿入を実施しています。また、個人譲渡の際は全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。令和元年度は、犬3件、猫213件のマイクロチップ挿入申込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9)繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。令和元年度は、猫224頭を手術実施後に譲渡しました。

(10)動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。令和元年度は、新たに19件の登録がありました。

(11)咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係わる事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

令和元年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		16	6	2	0	3	1	2	2
内訳	サル	2	0	1	0	0	1	0	0
	ワニ	4	3	0	0	0	0	0	1
	カメ	5	2	0	0	1	0	2	0
	ヘビ	4	0	1	0	2	0	0	1
	トカゲ	1	1	0	0	0	0	0	0

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する39種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。令和元年度は、生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は154件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は3件、学術研究のための捕獲許可申請は1件でした。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくことになります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲器具の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

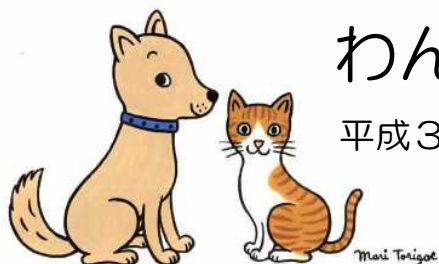
(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応(H5N1等)マニュアルー保健衛生部局版ー」(川崎市健康福祉局保健所作成)等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査(遺伝子検査)用試料を採取します。

資料

わんわんレポート

政策情報かわさき第 38 号抜粋



わんわんレポート

平成31年4・5月号 No.385

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

新年度のご挨拶

新年度を迎え御挨拶を申し上げます。去る2月12日、新しい動物愛護センターが移転開設しましたので、ここで改めてご報告させていただきます。古い施設から比べますと敷地面積で約2倍、延床面積では4倍近く広くなり、明るく開放的な施設として稼働しています。

また、新しいセンターでは民間企業からの協力もいただいております。ネーミングライツパートナーとして日特エンジニアリング株式会社様には適正飼育啓発室を、新日本カレンダー株式会社様には猫との集いのエリアを、日本ヒルズ・コルゲート株式会社様には研修室を、それぞれ「NITTOKU 適正飼育啓発室」、「ペビィにゃん meets ルーム」、「ヒルズ研修室」として命名していただいております。

さらに新しいセンターでは、医療機器等も充実しており、導入にあたっては公益社団法人川崎市獣医師会様からのご助言をいただきながら整備してまいりました。

まだまだご紹介したい点はたくさんあるのですが、きりがないのでまたの機会とさせていただきます。いずれにしてもこの素晴らしい施設が完成・開設できましたのも近隣の皆様、動物愛護団体やボランティアの皆様、そして川崎市獣医師会をはじめ関係団体の皆様、庁内の関係部署の皆様等々多くの方々のご協力・ご支援の賜物と思っております。

立派な施設ができましたので、あとはいかにこの施設を有効に使い、人と動物が共生する社会の実現に向けて進んでいくか、このあたりを職員一同肝に銘じて頑張りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。お近くへお越しの際は是非お寄りいただけますことをお願いしまして、新年度の挨拶とさせていただきます。

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき 所長 須崎 聡

～平成31年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました

係長（獣医師）	山本 里奈	担当（事務）	高橋 泰紀
担当（獣医師）	吉米地 大輔	担当（獣医師）	高橋 真弓
担当（獣医師）	関根 一哉		

☆ようしくお願いします

係長（獣医師）	砂田 健吾	担当（事務）	梅田 弘美
担当（獣医師）	山本 義明	担当（獣医師）	古西 祐史
担当（獣医師）	内田 麻奈	担当（獣医師）	板倉 倫子
担当（業務職）	飯塚 悟		

生活衛生課及び各区役所地域みまもり支援センター衛生課の動物行政担当者について

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。

健康福祉局保健所生活衛生課	係長	佐野 孝祐	担当	相原 俊介
			担当	金子 倫子
川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	大嶋 孝弘	担当	沖満 信也
			担当	新田 礼子
幸区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	江口 麻樹	担当	土井 啓誠
中原区役所地域みまもり支援センター衛生課	課長補佐	伊達 千晶	担当	西村 美緒
高津区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	佐藤 裕美	担当	岡部 幸子
宮前区役所地域みまもり支援センター衛生課	課長補佐	金子 亜裕美	担当	掛川 由紀
多摩区役所地域みまもり支援センター衛生課	係長	大塚 晃	担当	平 悟志
麻生区役所地域みまもり支援センター衛生課	課長補佐	片岡 雅美	担当	上原 健
			担当	勝又 絵美

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について

生後90日を過ぎたら、生涯1回の登録が必要です。お住まいの区の地域みまもり支援センター衛生課で登録の申請をしてください（手数料 3,000 円）。登録後、犬鑑札が交付されます。引っ越しした場合等には移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。

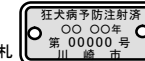
◆狂犬病予防注射について

飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射後、お住まいの区の人地域みまもり支援センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください（手数料 550 円）。

※市内狂犬病予防注射済票交付動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、その場で登録の申請ができ、注射済票が即時交付されます。



犬鑑札



注射済票

★犬鑑札及び注射済票の犬への装着は義務です！

飼い犬が迷子になった際や、思わぬ災害で離ればなれになってしまった場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べることができます。大切な飼い犬を守るためにも、犬鑑札及び注射済票を必ず犬に装着してください。

猫の不妊及び去勢手術補助について（オス 2,000 円 メス 3,000 円）

猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。詳細は、以下のホームページをご覧ください。

平成31年度猫の不妊及び去勢手術補助のご案内【生活衛生課】<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017780.html>



譲渡会のご案内

動物愛護センターでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。動物愛護センターに収容中の犬や猫だけではなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。ぜひお問い合わせの上、ご来場ください。



今後の開催予定日

- 4月21日（日）14～16時
- 5月19日（日）14～16時
- 6月16日（日）14～16時

施設のご紹介

NITTOKU 適正飼育啓発室

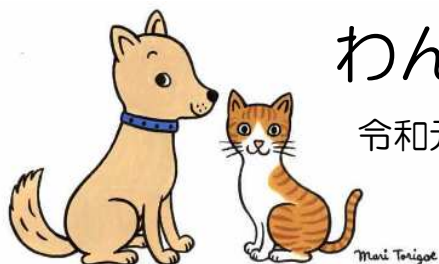


「ANIMAMALL かわさき」では、施設の更なる魅力向上と市有財産の有効活用を目的に、諸室へのネーミングライツパートナーを募集しています。正面入り口の横にある NITTOKU 適正飼育啓発室は、犬・猫の正しい飼い方教室や譲渡会を行うための部屋で、ネーミングライツパートナーは、マイクロチップを製造・販売している日特エンジニアリング株式会社です。

3月17日（日）にこの部屋で、新しいセンターで初めての譲渡会を行い、400名以上の方にご来場いただきました！右の写真は、譲渡会にぎわう NITTOKU 適正飼育啓発室の様子です。

次の譲渡会も、皆様のご来場をお待ちしています。





わんわんレポート

令和元年6・7月号 No.386

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

ANIMAMALL かわさき サマースクールを開催します

ANIMAMALL かわさきでは、小学生を対象とした夏休みイベントを企画しています！

内容

- ・ANIMAMALL かわさきバックヤードツアー
職員が施設内を案内し、動物の様子や、実際の飼養方法について見学します。
- ・ANIMAMALL かわさきのお仕事や、動物のボディランゲージなどについて学びます。



2～3年生向け

★開催日時

- 第1回 令和元年8月6日(火) 13時30分～16時00分
- 第2回 令和元年8月7日(水) 13時30分～16時00分
(各回とも同じ内容)

★対象者

川崎市内在住・在学の小学2・3年生

★定員

先着15名



4～6年生向け

★開催日時

- 第1回 令和元年8月1日(木) 13時30分～16時00分
- 第2回 令和元年8月20日(火) 13時30分～16時00分
(各回とも同じ内容)

★対象者

川崎市内在住・在学の小学4・5・6年生

★定員

先着15名



◎開催場所：川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき(中原区上平間1700番地8)

◎申し込み：6月25日(火)8時30分から電話(044-589-7137)にて先着順

譲渡会のご案内

ANIMAMALL かわさきでは、収容された犬や猫の新しい飼い主になってくださる方を募集するため、原則毎月第3日曜日に譲渡会を定期開催しています。ANIMAMALL かわさきに収容中の犬や猫だけでなく、市に登録している動物愛護団体の保護している犬や猫の参加も予定しています。



今後の開催予定日

- 6月16日(日) 14～16時
- 7月7日(日) 14～16時
- 7月21日(日) 14～16時
- 8月18日(日) 14～16時



7月7日(日)
臨時に成猫譲渡会を開催します！

動物愛護週間について

毎年9月20日～26日は動物愛護週間として定められ、国・地方自治体・関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施しています。

ANIMAMALL かわさきにおいて以下の行事を行う予定です。

動物愛護フェアかわさき2019 : 9月22日(日) 10:00～15:00

今回は、ANIMAMALL かわさきで開催します。内容等の詳細については次号にてお知らせする予定です。楽しみに！

動物慰霊祭 : 9月26日(木) 14:00～

動物愛護センターにおいて殺処分・死亡した動物及び健康安全研究所において試験・研究のために用いられた動物の慰霊祭を執り行います。



まもるくん

施設のご紹介 ペピイにゃん meets ルーム



キャットタワーを楽しむ猫たち

ANIMAMALL かわさきでは、施設の更なる魅力向上と市有財産の有効活用を目的に、諸室へのネーミングライツパートナーを募集しています。3階にある「ペピイにゃん meets ルーム」は、猫の行動を観察し、その個性を知ること、猫と新しい飼い主さんが出会う部屋です。ネーミングライツパートナーは、ペット用品の通信販売事業を行っている、新日本カレンダー株式会社ペピイ事業部です。市民の憩いと集いのエリアから、部屋の内部をガラス越しに見ることができます。



ペピイにゃん meets ルームを満喫する
パロン(♂・推定2歳)

施設のご紹介 譲渡猫室

3階にある譲渡猫室は、新しい飼い主さんを待っている猫が生活する部屋です。30のケージが設置されています。来館者の皆様に、ガラス越しに自由に観察していただけます。譲渡希望の方は、部屋への立ち入りも可能です。



譲渡会でにぎわう様子

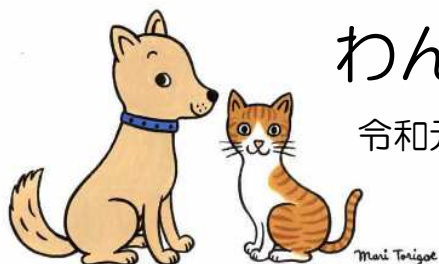
現在、譲渡猫室のネーミングライツパートナーになって下さる法人様を募集中です。

詳細はこちら↓



↑このケージ、実は上下が繋がっています！

好きな場所でくつろぐ猫たち
左から式部、モネ、あまおう



わんわんレポート

令和元年8・9月号 No.387

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

第11期かわさき犬・猫愛護ボランティア 募集開始

かわさき犬・猫愛護ボランティアは、2年ごとに登録を実施しているボランティアです。動物愛護に関する活動を自主的に行う方や、ANIMAMALL かわさき内の業務に協力できる方を募集します。

- 対象
市内在住の18歳以上で市の動物愛護活動に協力できる方で、
10月17日(木)14~17時にANIMAMALL かわさきで開催するボランティア講習会に参加できる方
- 人数 80名程度 ※応募者多数の際は、応募書類をもとに調整を行う場合があります。
- 活動期間 令和元年11月1日~令和3年10月31日
- 申込み方法 以下の項目をはがきに記入の上、郵送
①氏名、②住所、③生年月日、④屋間通じる電話番号、
⑤動物に関わる資格や仕事経験の有無、⑥興味があるボランティア活動
- 申込み締め切り 9月25日(水)(当日消印有効)



※第10期ボランティアの方で、再登録手続きがお済みの方は、はがきによる申込みは不要です。
動物愛護センター内の業務協力の詳細については、市HPをご覧ください。

郵送先 〒211-0013 中原区上平間1700番地8 川崎市動物愛護センター
問合せ先 電話：044-589-7137 FAX：044-589-7138

譲渡会のご案内

ANIMAMALL かわさきでは、収容された犬や猫の新しい
飼い主になってくださる方を募集するため、譲渡会を開催しています。

◎子猫の譲渡会 ANIMAMALL かわさきに保護された子猫が登場します！

◎犬・猫の譲渡会 原則毎月第3日曜日に定期開催しています。ANIMAMALL かわさきに収容された犬・猫に加え、市に登録している動物愛護団体が保護している犬や猫の参加も予定しています。(9月は22日(日)に行います。)



今後の開催予定日

9月1日(日)	子猫の譲渡会	14時~15時半
9月22日(日)	犬・猫の譲渡会	10時15分~15時(最終入場14時半)
10月6日(日)	子猫の譲渡会	14時~15時半

譲渡会以外でも譲渡のご相談に応じますので、まずはお電話にてお問合せ下さい。

動物愛護フェアかわさき2019について

日時：9月22日(日)10:00~15:00

場所：ANIMAMALL かわさき 中原区上平間1700番地8
犬猫の譲渡会、ペットの防災セミナー、聴導犬の実演、獣医さん体験、お菓子・雑貨販売など盛りだくさんの内容で、みなさまの来場をお待ちしています！
譲渡会では、子猫も多数参加予定です！10時15分~15時(最終入場14時半)



Facebook のご紹介

ANIMAMALL かわさきでは、Facebook を公開しています。
譲渡対象動物やイベント情報など日々更新中♪
ぜひ、「いいね」や「シェア」ボタンのクリックをお願いします！



寄附について

川崎市では、動物愛護関連事業への寄附要綱を設置し、現在までにたくさんのご寄附をいただいております。
皆様の多大なるご支援・ご協力、誠にありがとうございます。

平成30年度に皆様からいただいたご寄附 物品：206件 金銭：176件 16,916,812円
いただいたご寄附で、このようなものを購入しました。



動物用全自動血球計数器
生化学検査システム
体調が悪い動物の血液検査を迅速に行えるようになりました！



スタンド式ドライヤー
シャンプー後、被毛を乾かすときに使っています。

ほかにも、動物のごはんや、ペットシート、猫砂など、動物たちのために活用させていただいております。
今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

寄附の方法は3通り：① 川崎市ふるさと応援寄附金などで ② 口座振り込みで ③ 物品で
いずれも詳細は動物愛護センターにお問合せいただくか、市HPをご覧ください

施設のご紹介 犬の行動観察室

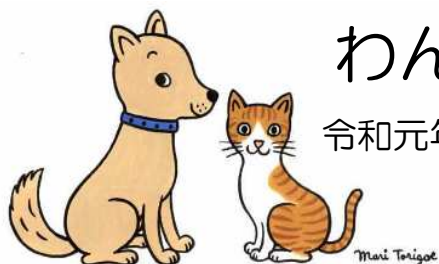


行動観察室で、ボランティアさんと楽しい時間を過ごすムーちゃん(譲渡会での様子)

ANIMAMALL かわさきには、旧センターにはなかった、家庭のリビングを再現した行動観察室ができました！
犬の行動観察室は2階にあり、テレビやソファ、テーブルなどの家具類を配置しています。家庭の雰囲気なかで、犬がどのような行動をとるのかガラス越しに観察することができます。譲渡条件を満たし譲り受けたい動物がいるときに、動物との相性を見ることもあります。

現在、犬の行動観察室のネーミングライツパートナーになっていただける法人様を募集中です！
詳細はこちら





わんわんレポート

令和元年10・11月号 No.388

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

譲渡会を開催しています

ANIMAMALL かわさきでは、保護された犬や猫の新しい
飼い主になってくださる方を募集するため、譲渡会を開催しています。



◎犬・猫の譲渡会 ANIMAMALLかわさきに保護された犬・猫に加え、市に協力している
動物愛護団体が保護している犬や猫の参加も予定しています。原則毎月第3日曜日午後2時～午後4
時に定期開催。今後の開催予定日は10月20日(日)、11月17日(日)です。

◎子猫の譲渡会 ANIMAMALLかわさきに保護された、概ね2か月齢以上の子猫が登場しま
す！開催は不定期ですが、本年度は8月以降の毎月第1日曜日に行っています。
次回開催予定日は11月3日(日・祝)午後2時～午後3時30分です。



譲渡にあたっては、飼い主さんの条件と職員との面談があります。
譲渡会以外でもご相談に応じますので、お電話にてお問合せ下さい。
駐車場に限りがありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

来所型いのち・MIRA教室について

川崎市では、動物を通じて子ども達にいのちの大切さや他者へ
の思いやり等を伝え、想像力や共感性、豊かなこころをはぐく
むことを目的に、いのち・MIRA教室を実施しています。
ANIMAMALLかわさきを学習の場として活かし、イラスト



館内の展示を見て、
動物のお世話について学ぶ様子



ヒルズ研修室で動画を見ながら
動物の気持ちを学ぶ様子

まなぶくん



動物愛護フェアかわさき2019譲渡会のご報告

9月22日(日)10:00～15:00、ANIMAMALL
かわさきで動物愛護フェアを行い、2850名の方にご
来場いただきました。譲渡会には1852名の方がお立
ち寄りくださり、当センターの動物は子猫9匹、成猫1
匹、犬1頭にお声がけがありました。ご来場いただいた
みなさまありがとうございました！



譲渡会にぎわうペビィにゃん meets ルーム前の様子

動物慰霊祭のご報告

昨年度、殺処分または死亡した動物、及び
健康安全研究所において試験検査のために
用いられた動物の慰霊を目的とし、9月26
日(木)に3階ヒルズ研修室で動物慰霊祭を
行いました。当日は、59名の皆様にご列席
いただきました。



慰霊祭の様子

サマースクールのご報告

8月1日、6日、7日、20日の4日間、サマースクール
を行い、49名の児童が参加してくれました！2～3年生
は、張り子犬・猫を使った健康チェック体験をしたり、猫
を観察してスケッチしたりしました。4～6年生は、ペビィ
にゃん meets ルームに入り、実際の猫を間近に観察して気持
ちを想像したり、子猫の収容に伴って行っていることや週齢
の判断ポイントを動画で学びました。



猫を観察して気持ちを考えました(4～6年生)

諸室のご紹介 犬舎

ANIMAMALLかわさきで保護している犬は、主に2階で
生活しています。2階の南と東に位置する犬舎では、新しい
飼い主さんを待っている犬が生活しており、職員にお声がけ
いただければ、南側バルコニーから窓越しに犬舎内を見るこ
とができます。犬舎は全部で20部屋あり、すべての部屋に
床暖房が設置されています。犬は1頭ずつ個室で生活してお
り、環境エンリッチメントに配慮し1頭ごとに適した環境で
ケアできるように工夫しています。



犬舎で過ごすブブカ(柴犬、オス、推定10歳)

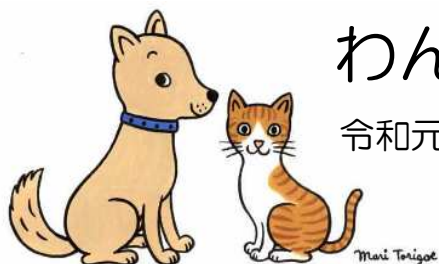
諸室のご紹介 学習コーナー



ANIMAMALLかわさきの2階には、学習コーナーがあり
ます。動物に関する絵本・図書が100冊以上あります。開
館時間中は、自由に読むことができます！

現在、学習コーナーのネーミングライツパート
ナーになっていただける法人様を募集中です！
詳細はこちら→





わんわんレポート

令和元年12・1月号 No.389

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

第11期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました！

かわさき犬・猫愛護ボランティアは、2年ごとに登録を実施しているボランティアです。令和元年11月から、継続登録されたボランティア67名に、新たに81名の方が加わり、総勢148名で第11期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました。12月25日（水）に、第11期初めてのボランティア会議を行います。

ボランティアの皆様には、犬・猫等の適正飼養に関する普及啓発、犬・猫の譲渡制度への協力、災害時における犬・猫の避難・保護への協力、ANIMAMALL かわさきの業務支援をしていただきます。ボランティア登録数は、第10期100名に対し第11期は148名に増加しました。多くの皆様にご登録いただき、感謝申し上げます。

ANIMAMALL かわさきの業務支援のボランティアには以下の7種類があるので紹介します！

- ①いのち・MIRA I 教室等支援（動物のいのち・気持ちを学ぶ・中学生対象の教室支援）
- ②啓発物作成（館内の啓発物作成など）
- ③成猫飼養管理支援（成猫の馴化など）
- ④子猫飼養管理支援（自宅での子猫の哺乳）
- ⑤成犬飼養管理支援（成犬の行動観察、ケアなど）
- ⑥譲渡会運営支援（毎月行っている定例譲渡会の運営支援、会場案内など）
- ⑦植栽等清掃支援（センター館内・館外の清掃支援）



譲渡会のご案内

◎犬・猫の譲渡会 ANIMAMALL かわさきに保護された犬・猫に加え、市に協力している動物愛護団体が保護している犬や猫の参加も予定しています。原則毎月第3日曜日午後2時～午後4時に定期開催。今後の開催予定日は12月15日（日）、1月19日（日）です。

◎子猫の譲渡会 ANIMAMALL かわさきに保護された、概ね2か月齢以上の子猫が登場します！開催は不定期です。次回開催予定日は1月7日（火）午後2時～午後3時30分です。

譲渡にあたっては、飼い主さんの条件や職員との面談があります。
譲渡会以外でもご相談に応じますので、まずはお電話にてお問合せ下さい。
駐車場に限りがありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。



猫の不妊及び去勢手術補助のご案内

猫の適正飼養を推進するために、川崎市では、猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。申請期間を2期に分けて実施しており、第2期は令和2年1月6日（月）から先着順に受付を開始します。補助の対象は、平成31年4月1日（月）から令和2年3月31日（火）までの期間に協力動物病院のもとで実施した手術です。詳細についてのお問い合わせは、お住まいの区の区役所衛生課までお願いします。

申請期間 | 令和2年1月6日（月）から
令和2年3月31日（火）まで

対象 | ・市内において飼養管理されている猫の飼い主の方
・市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話をしている方

手術時期 | 平成31年4月から令和2年3月まで
補助額 | メス1頭 3,000円 オス1頭 2,000円
※ 各期1世帯3頭まで。補助金交付予定額が予算額に達した時点で締め切ります。

申請・お問合せ先 | 各区役所衛生課

※ 申請書は協力動物病院で配布または市ホームページからもダウンロードできます。

来館者20,000人突破！

破！

ANIMAMALL かわさきでは、開所日の平成31年2月12日（火）から令和元年11月18日（月）の来館者が、2万人を突破しました！移転前の想定年間来館者数は、6,700人でしたので、予想を上回るペースでございました。ご来館いただいた皆様に感謝を申し上げますとともに、この実績にふさわしい施設となるよう、動物の譲渡や教育プログラム等、一層充実



サンジ ♂ 推定5か月齢



シロ ♂ 推定4か月齢



マコ ♀ 推定9歳



ツシマ ♂ 推定6か月

ANIMAMALL かわさきで
飼い主を待っている動物たち

施設のご紹介 1階展示サイン

「5つの自由」という言葉を知っていますか？動物も人間と同じようにいのちがあり生きていくために必要な欲求（基本的ニーズ）があります。5つの自由は、動物のニーズが満たされているかの国際的な指標とされています。ANIMAMALL かわさきでは、5つの自由について1階の展示サインを見て学ぶことができます。あなたの身の回りの動物は、ニーズが満たされていますか？



飢え・渇きからの自由



不快からの自由



恐怖・抑圧からの自由



本来の行動がとれる自由



痛みからの自由

諸室のご紹介 手術室

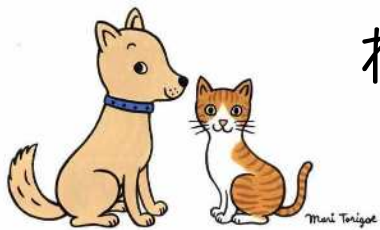


ANIMAMALL かわさきの2階には、手術室があります。獣医師の職員が、譲渡する犬・猫の不妊去勢手術などを行っています。

不妊去勢手術は、望まない繁殖や病気を防ぐためにも必要です。その他必要に応じて、病気や怪我の治療を行うこともあります。

現在、手術室のネーミングライツパートナーになっていただける法人様を募集中です！
詳細はこちら→





Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

わんわんレポート

令和2年2・3月号 No.390

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき

川崎市中原区上平間1700番地8

電話 044-589-7137



不幸な子猫を減らすために

ANIMAMALLかわさきでは、例年4月頃から子猫の収容が増加します。ほとんどが、屋外で生まれて親猫とはぐれてしまい、自分の力では生きていけない不幸な子猫です。屋外は、交通事故や病気など、猫にとって危険がいっぱいです。また、野良猫のふん尿の被害で困っている方もたくさんいます。目の前の子猫を救うだけでは、問題の根本的な解決にはなりません。不幸な子猫と地域のトラブル、両方を根本的に減らすために、できることはなんなのでしょうか。

飼い猫は不妊去勢手術をして
屋内で飼養する

野良猫は適切な方法でエサを
与え不妊去勢手術をする

不妊去勢手術をしていない猫にエサを与えたとどんなことが起こるでしょう。(環境省パンフレットより)



漫画中、番号がある部分の解説はこちら



不妊去勢手術をしていれば
結末は違っていただかもしれません。



人も



川崎市
推奨し
援をし

役所衛生課にお問い合わせください。

川崎区役所衛生課	201-3223
幸区役所衛生課	556-6681
中原区役所衛生課	744-3271
高津区役所衛生課	861-3322
宮前区役所衛生課	856-3270
多摩区役所衛生課	935-3306
麻生区役所衛生課	965-5164

子猫の保護に悩んだら、**子猫に触る前に** 相談してください！

猫は、1回の出産で4～6頭の子猫を産みます。母猫は、子猫が生後2～3日を過ぎると、住処の引っ越しを行う習性があります。これは、捕食者に気づかれやすい汚れた住処から安全な場所へ移動するためです。

引っ越しのとき母猫は、子猫を1匹ずつくわえて運び、他の子猫からは一時的に離れます。このときに人間が子猫を保護すると、母猫から引き離すことになってしまいます。離乳前の子猫のお世

話は大変難しく、**安易に母猫と子猫を引き離すと、子猫の命を危険にさらす可能性もあります。**本当に保護が必要な場合と、母猫が帰ってくる可能性がある場合の見極めが必要です。

母猫が帰ってきて、子猫に**人間のにおいがつく**と**育児放棄**をしてしまう場合もあるので、保護すべきか判断に迷ったら、**子猫に触れる前に**、動物愛護センターかお住いの地域の区役所衛生課にご相談ください。

アゼリア広報コーナーに出展します

令和2年4月3日(金)～16日(木)、川崎駅東口地下街アゼリアの広報コーナーで、ANIMAMALLかわさきの展示を行います！ぜひご覧ください！



まなぶくん

譲渡会のご案内

ANIMAMALLかわさきに保護された犬・猫に加え、市に協力している動物愛護団体が保護している犬や猫の参加も予定しています。原則毎月第3日曜日午後2時～午後4時に定期開催。今後の開催予定日は**3月15日(日)**、**4月19日(日)**です。

※駐車場に限りがありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。譲渡の条件は団体によって異なりますので当日会場でご確認ください。

ANIMAMALLかわさきで保護された犬・猫は、**譲渡会以外でもご相談に応じますので、まずはお電話にてお問合せ下さい。譲渡にあたって条件と職員の面談があります。**



チャッピー 推定13歳
穏やかな性格の男の子です♪

諸室のご紹介 猫の行動観察室

ANIMAMALLかわさきの3階には、猫の行動観察室があります。キャットタワーやケージなど、猫と暮らすために必要なグッズをこの部屋で実際に見て知ることができます。

現在は、後肢が不自由な状態で保護されたはるちゃんが、リハビリを兼ねてこの部屋で生活しています。



職員の膝の上でくつろぐはるちゃん

はるちゃんは、なでてもらうのが大好き！ゴロゴロふみふみ、とっても甘えん坊な女の子です。だいふ歩けるようになって、キャットタワーにも少し登れるようになりました！現在はトイレの練習中です。はるちゃんに興味がある方は、まずはお電話にてお問い合わせください。

現在、猫の行動観察室のネーミングライツパートナーになっていただける法人様を募集中です！

詳細はこちら



現場の目

川崎市動物愛護センター
(ANIMAMALL かわさき)
移転開設

健康福祉局動物愛護センター 主任 山本 義明

1 新施設の概要・特色

(1)移転開設に向けた経緯

平成31(2019)年2月12日、川崎市動物愛護センターは、ANIMAMALL かわさきの愛称のもと、高津区蟹ヶ谷から中原区上平岡に移転開設した。旧施設は、昭和49(1974)年9月に「川崎市飼育犬管理センター」として発足し、本市の動物行政の実践的な推進施設としての役割を担ってきた。

設立から40年以上が経過した現在、動物行政も多様化し、業務も多岐にわたるようになった。施設の老朽化や狭さによって、その機能を果たせなくなっている現状から、平成22(2010)年6月に「川崎市動物愛護センター建設に関する請願」が、市議会において全会一致で採択された。

なお、移転開設に向けた主要な流れは、表1に示すとおりである。

H23. 3	「動物愛護センター庁内あり方検討委員会報告書」のとりまとめ
H25. 3	外部有識者会議で「動物愛護センター懇談会報告書」のとりまとめ
H26. 3	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」を策定
H26.10	「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
H27. 2	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
H29.10	川崎市動物愛護センター新設工事着工
H31. 1	川崎市動物愛護センター新築工事完了
H31. 2	川崎市動物愛護センター開設(供用開始)

表1 ANIMAMALLかわさき移転開設までの流れ

(2)移転先の選定

新施設の建設にあたり、旧施設所在地での建替え

は、法規制上不可能であり、次の点を要件に、本市上下水道局の上平岡公舎廃止に伴う跡地を有効利用するかたちで選定、建設された。

【移転先の選定条件】

- 建築基準法の用途(畜舎)に適合していること
- 市内における捕獲や保護に支障を来さないこと
- 交通の便がよいこと
- 公有地の活用を前提とすること

旧施設に比べて、やや南部寄りになったものの、最遠の麻生区域まで、公用車により片道1時間余りで向かうことは可能である。

当施設までのアクセスは、旧施設が最寄り駅からバス利用の距離だったのに対し、移転後は、最寄り駅から徒歩10分前後の圏内となり、来館者の利便性が大幅に向上した。また、日曜を閉館日としたことで、とりわけ生産年齢世代が来館しやすくなったものと考えられる。

(3)旧施設からの改善点等

ANIMAMALL かわさきは、旧施設に比べて、建屋は2階建てから3階建てになり、敷地面積で約2倍、延床面積で約4倍になった(表2)。

	旧	新
建築構造	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,282㎡	2,500㎡
延床面積	609㎡	2,308㎡

表2 新旧施設の比較

施設内は、来館者が自由に立ち入り、見学可能な共用スペースを各階に設けている。中央の階段部は、天窓まで吹抜けになっているほか、ガラス張りを多用し、明るく開放的な空間となっている。

ANIMAMALL かわさきは、動物を収容するという

特殊性を持つ施設であることに鑑み、周辺環境に対して、次に示すさまざまな点で配慮している。

- 鳴き声対策：建具(開口部)を含め、防音・遮音効果の高い建物構造とし、内装には吸音効果に優れた材料を採用した。
- 臭気対策、被毛等の飛散防止及び塵埃対策：脱臭・集塵機能を搭載した設備を採用した。また、飼養管理で使用するシーツ等の布類は、リネン室で洗濯から乾燥までのすべてを行っている。
- 周辺との調和：施設外観は、周辺と調和の取れた色彩とし、敷地内に植栽等を設置することで緑化に努めた。

ANIMAMALL かわさきに収容された動物は、飼い主へ返還することや新たな飼い主へ譲り渡すことが目的である。収容後は、複数のステップを経て譲渡に結び付けていく。その期間、動物が適切な環境で、適正な飼養管理を受けられるように、動物の福祉に配慮した設備を整え、運用を行っている。

飼養管理室については、空調設備や床暖房の導入により、動物に適した空気環境、温熱環境に整えることが可能である。また、先に述べたとおり、脱臭装置や防音構造を採用し、動物のみならず、職員の労働環境の向上や来館者を迎えるに当たっての配慮にも

なっている。

動線、エリア分けは、感染症対策や業務効率向上のために重要である。ANIMAMALL かわさきでは、動物の収容から検疫、処置、隔離又は飼養管理といった基本的な流れをフロア、エリア、扉等によって適正な配置、分割を行うとともに、履物替え、使い捨て手袋の使用、洗浄、消毒の徹底等の運用面を組み合わせることによって、衛生上のリスクを最小限に抑えるように努めている。

2 3本の柱

ANIMAMALL かわさきでは、「動物を通じて、誰もが集い、想い、学べる交流施設」を基本コンセプトとし、次の3つを主たる役割として位置付けている。

(1)いのちを学ぶ場

いのち・MIRAI教室やサマースクールなどを通して、動物を飼うことの責任や、命の大切さを学ぶための情報発信をしている(例①)。

(2)いのちをつなぐ場

保護した動物たちが新しい家族と出会う譲渡会を

【例①:来所型のいのち・MIRAI教室】

○ねらい

小学生等を対象に、施設展示や実際の動物を見学するなど、センター機能を活用した来所型教室を実施することで、幼少期からの動物愛護啓発の取り組みを強化

○効果

人と動物の共生社会への理解、適正飼養の促進・終生飼養による収容動物の減少・抑制

○実績

11回、336名(移転開設～令和元(2019)年12月)



【例②:しつけや馴化、マッチング、譲渡会】

○ねらい

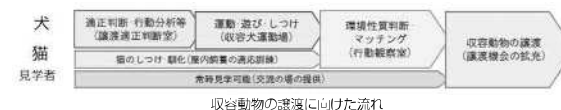
飼養希望者とのマッチング、譲渡機会の拡充など、収容動物の譲渡を充実・強化し、動物との交流の場を提供する。

○効果

殺処分削減(抑制)及び終生飼養の促進

○実績(令和元年度)

犬:収容数 52頭、譲渡数 24頭
猫:収容数 546頭、譲渡数 351頭
(いずれも、12月末まで)



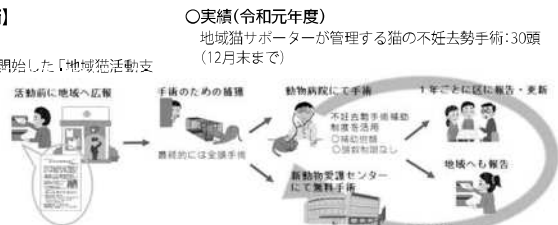
【例③：地域猫の不妊去勢手術】

○ねらい

平成30(2018)年8月から新たに開始した「地域猫活動支援制度(地域猫サポーター登録制度)」と連携し、地域猫の不妊去勢手術を実施することで、野良猫対策の取り組みを強化

○効果

猫に係る苦情の低減及び子猫の出生減少による引取り数の削減



○実績(令和元年度)

地域猫サポーターが管理する猫の不妊去勢手術:30頭(12月末まで)

【例④：災害対策】

館内には、4つの災害用備蓄倉庫を設け、719匹のケージを備蓄している。

発災時には、平成26(2014)年3月に締結された「災害時の動物救護活動に関する協定書」に基づき、(公社)川崎市獣医師会が川崎市動物救護本部をANIMAMALL かわさきに設置する。本市は、ANIMAMALL かわさき敷地内に動物救護センターを設置し、被災動物の一時保管を行う。



災害用備蓄倉庫に保管されているケージ

○実績

令和元(2019)年8月には、動物救護本部設置訓練を実施した。実際に、同年10月の令和元年東日本台風による被害から、10月18日に本市初の動物救護本部を設置、(公社)川崎市獣医師会会員の動物病院やANIMAMALL かわさきで、被災ペットの一時預かり支援を実施している。



動物救護本部設置訓練実施の様子

開催するとともに、動物の正しい関わり方などを情報発信している。また、保護した動物へのきめ細やかな健康管理、迷子の犬や負傷した犬・猫の保護・返還などを行っている(例②、③)。

(3)いのちを守る場

動物山毛感染症の情報発信や検査などを実施している。また、災害時に必要な物品などの備蓄について情報発信している(例④)。

3 移転後の運営状況

(1)職員の配置状況

平成31(2019)年4月1日現在の状況を表3に示す。

	総数	事務職	獣医師	用務員
総数	16	2	12	2
所長	1		1	
業務係	9		8	1
庶務担当	3	2		1
企画担当	3		3	

表3 職員の配置状況(平成31(2019)年4月1日現在)

主な所掌事務は、次のとおりである。

●業務係：収容動物の飼養管理に関すること、譲渡会

を含めた動物の譲渡に関すること、地域猫サポーター登録制度に基づく不妊去勢手術等

●庶務担当：予算、物品の購入及び管理、寄附金に関する対応、委託契約等

●企画担当：いのち・MIRAI教室の企画・運営、広報、かわさき犬・猫愛護ボランティア登録、施設見学対応等

(2)来館者数

移転開設以降、予想を大幅に上回る来館者を迎えている。旧施設での年間来館者数は、約2,300人であった。移転開設に向けた年間想定来館者数は、約7,000人と見積もっていたが、7月には延べ1万人、11月には延べ2万人を突破した。1日平均で、平日65人、日曜1252人を放っている(令和元(2019)年12月末現在)。多くの来館者を迎える譲渡会を日曜に開催している影響は大きいと考えられるが、日曜開館の効果がうかがえる。

(3)バックヤードツアー

ANIMAMALL かわさきは、どのような施設で、どのような事業を行っているのかを、業務専用スペースを含めて館内案内を実施している。原則、毎週日曜及び水曜に最大3回、45分～1時間程度で実施している。ただし、他の業務との兼ね合いで休止することもある。

(4)ネーミングライツパートナー

施設のさらなる魅力の向上を図るとともに、市有財産の有効活用を目的に、ANIMAMALL かわさき諸室へのネーミングライツパートナーを募集している。移転開設当時から契約している3室、また、現在パートナーを募集している5室がある。

現在の契約要件は、1室あたり年額30万円以上、期間は3年以上としている。なお、施設の魅力向上提案のうち、金額換算できるもの(製品等の提供)についてもネーミングライツ料とみなすこととしており、譲渡する動物に挿入するマイクロチップや、犬猫の各種飼養管理用品の提供を受けている。

(5)施設貸出し

地域に開かれた施設を目指すべく、市内における、ボランティア活動をはじめとした市民活動を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、3階の市民協働室1(定員18名)、同2(定員6名)及びヒルズ研修室(定員108名)の3室を「市民活動コーナー」として、登録団体は無償で貸し出ししている。

4 展望と課題

(1)教育機能の拡充

「いのち・MIRAI教室」は、従来の学校等に出張する訪問型プログラムに加え、移転開設後は新たに館内設備を活用した来所型プログラムを実施している。

図1で示す「展示サイン」は、館内壁面に掲示されたイラストで、犬・猫の適正飼養やボディランゲージを表現している。プログラムでは、一例として、展示サイン

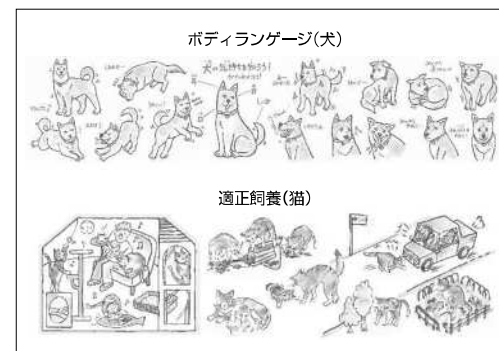


図1 展示サイン

で学んだ後、実際の犬や猫を観察して、気持ちを考えるというメニューを用意している。

来所型については、試行錯誤を重ねながら、教育委員会等との連携や、外部有識者を交えた「いのちの教育に係る意見交換会」を通じて、ブラッシュアップしていく必要がある。

(2)ボランティアの育成、強化

本市では、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例により、かわさき犬・猫愛護ボランティアを募ると規定している。令和元(2019)年11月から第11期が始まり、118名の登録があった。また、登録者の中から、ANIMAMALL かわさきの普及啓発、飼養管理及び庁舎管理の業務支援ボランティアとして、約120名が活動中または今後活動予定である。

業務支援ボランティアは、面接や研修を通じて、審査し、必要な知識等を習得してもらった仕組みとなっている。なお、本ボランティアの中には、関係する資格、技術等を有する登録者もあり、これらを活用しつつ育成し、協働していくことで、事業推進の大きな力になるものと考えられる。

(3)広報、啓発の充実

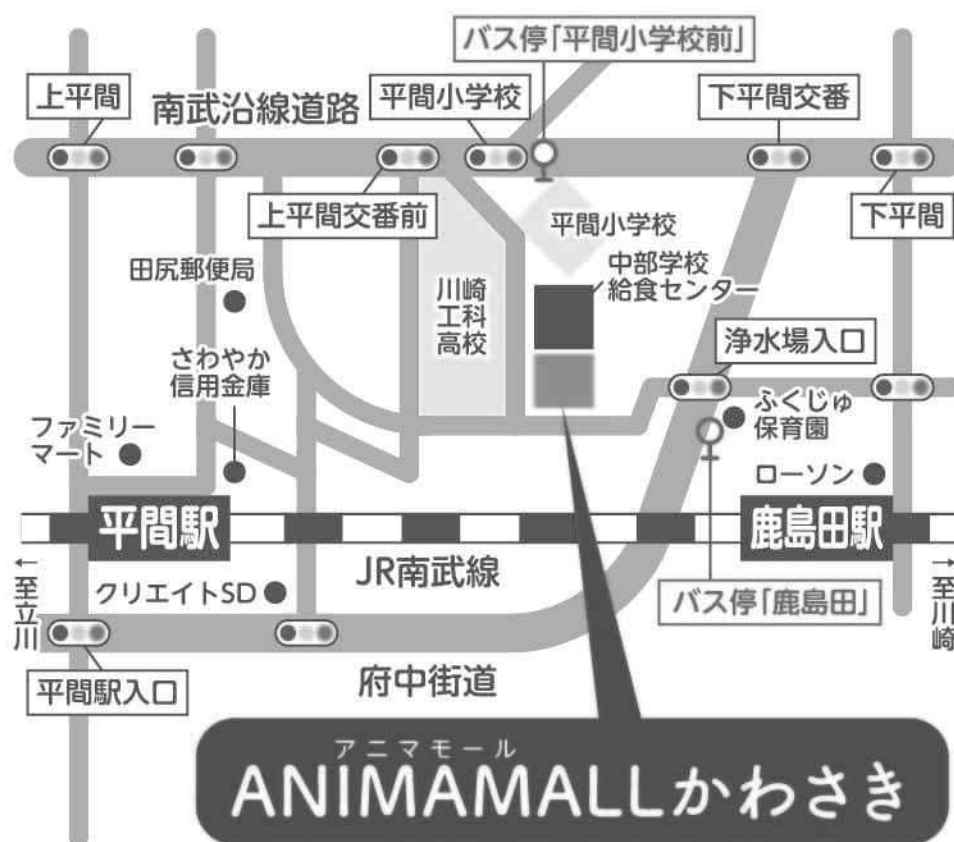
ANIMAMALL かわさきには、譲渡を待つ多くの犬や猫が収容されている。「いのちをつなぐ場」を一層推進するため、ホームページ、フェイスブック等を活用し、最新の情報をこまめに発信していくことが重要である。

リーフレット、市政だより等の紙媒体には、直接手取るというメリットがある。市政だより令和元(2019)年9月11号にANIMAMALL かわさきの特集が組まれたところ、その後寄附等の問合せが増加したことから、効果の高い媒体であることがうかがえる。

充実した情報発信を行っている他自治体のホームページ等もあることから、それらも参考にしながら、情報の質も高めていく必要がある。

移転開設から1年が経過した。まだまだ手探りの面も少なくないが、多様な主体との連携を強化し、本市の動物愛護行政の先導役となる施設を目指していきたい。

案 内 図



7211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行 令和4年3月